

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	合板・製材生産性強化対策交付金事業補助金
補助事業等の標目	市内において合板・製材生産性強化対策交付金事業を行う団体に対し、長野県と協調して補助を行うことにより、間伐材の生産を推進し、合板・製材工場等に原木が安定して供給されるよう生産性向上と体質強化を図る。
補助事業等の対象者	信州の森林づくり事業補助金交付要綱（平成27年3月31日付け26森推第861号林務部長通知。以下「要綱」という。）別表に規定する合板・製材生産性強化対策交付金事業を行う団体
補助対象経費	要綱別表に規定する経費であって、市長が特に必要であると認めるもの
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、信州の森林づくり事業実施要領（昭和55年3月3日付け54営林第405号）別紙1第4の1の規定により算出した標準経費の25%以内の額とし、事業に要する経費から長野県が交付した補助の額を差し引いた額を上限とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成29年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>長野県の補助事業が終了する日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	<p>交付申請時：事業で実施する内容が分かる書類、位置図及び写真</p> <p>実績報告時：事業で実施した内容が分かる書類、位置図及び写真</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	諏訪市 経済部 農林課 耕地林務係

平成29年 3月15日 制定（平成29年 4月 1日 施行）